

東京都人事委員会の許認可等事務の標準処理期間に関する要綱

令和5年4月3日
4人委総第1062号

(目的)

第1条 この要綱は、許認可等事務の標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等事務 申請(法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。)に基づいて処理する事務をいう。
- (2) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 許認可等事務を処理する東京都人事委員会処務規則(昭和51年東京都人事委員会規則第6号)第1条に規定する東京都人事委員会事務局をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請が処理機関の事務所に到達した日から起算して当該処理機関が当該申請に対する処分をする日までの日数とする。

2 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条に定める休日の日数
- (2) 申請の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その許認可等事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

別表

項番	事務名	根拠法令等	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備考
1	職員団体の登録	地方公務員法第53条	任用公平部審査課	20			1	
2	職員団体等の規約の認証	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条	任用公平部審査課	20			1	
3	公文書開示請求	東京都情報公開条例第5条	任用公平部総務課	14			2	翌日から起算し、休日を含む。
4	保有個人情報開示請求	個人情報の保護に関する法律第76条第1項	任用公平部総務課	14			1	・個人情報の保護に関する法律第83条第1項で請求があった日から30日以内と規定 ・本件の処理期間は翌日から起算し、休日を含む。
5	保有個人情報訂正請求	個人情報の保護に関する法律第90条第1項	任用公平部総務課	30			1	翌日から起算し、休日を含む。
6	保有個人情報利用停止請求	個人情報の保護に関する法律第98条第1項	任用公平部総務課	30			1	翌日から起算し、休日を含む。